

議案第78号

葛飾区長等の給料等の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月13日

提出者 葛飾区長 青木 克徳

(提案理由)

区長及び副区長の給料等を一部減額する特例措置を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区長等の給料等の特例に関する条例

葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）別表第1の規定にかかわらず、葛飾区長の給料の月額と同表に規定する給料の月額から当該額の100分の20に相当する額を減じて得た額とし、副区長の給料の月額は同表に規定する給料の月額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、葛飾区長等の給与等に関する条例第4条第4項の規定及び葛飾区長等の退職手当に関する条例（昭和34年葛飾区条例第2号）第3条の規定の適用については、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(有効期限)

2 この条例は、令和5年1月31日限り、その効力を失う。